資料７

東御市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画 策定について

１　計画策定にあたって

（１）計画策定の背景

第 10 期事業計画の策定にあたっては、これまでの取組と地域の実情を踏まえつつ、2040 年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進をさらに図り、高齢者が住み慣れた地域の中で自分らしい生活を継続できる地域社会の実現を目指します。

（２）計画策定の根拠・位置づけ

第 10 期からは東御市認知症施策推進計画を一体化し策定をします。

	東御市高齢者福祉計画	介護保険事業計画	認知症施策推進計画
根拠法等	老人福祉法 （第 20 条の８）	介護保険法 （第 117 条第１項）	認知症基本法 （第 13 条第１項）

関連計画

「東御市総合計画」、「東御市地域福祉計画」、「東御市総合障がい計画」、「東御市健康づくり計画」、「東御市地域防災計画」、その他関係法令、計画等

（３）計画の期間

令和９年度から令和 11 年度までの３年間とします。

２　計画策定に向けた取組

第９期計画や国・県の方針などを踏まえて第 10 期計画を作成します。

（１）　第９期計画進捗状況の評価・分析

①　令和７年度実施の「高齢者生活・介護実態調査」の結果から、高齢者の現状や地域課題、要介護者の在宅生活の継続、サービス提供体制の現状等、課題を抽出して整理します。

②　本市の介護保険事業について、地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他市町村との比較等により、地域の特徴を把握し、検証します。

（２）　国が示す見直しのポイント

①　介護サービス基盤の計画的な整備

・2040 年度を見据えた中長期的な推計の実施。

・介護・医療の連携、高齢者向け住宅の状況を踏まえたサービス提供体制の構築。

②　地域包括ケアシステムの深化

・総合事業の多様なサービス提供、多職種・多機関連携を推進

③　認知症施策の推進

・認知症の相談体制整備、住まい・生活支援、地域の支え合いづくりなど。

（３）第 10 期に向けた意見聴取

①　東御市介護保険運営協議会、民生児童委員会、市健康づくり推進員会

②　地域ケア会議（地域ケア推進会議、多職種連携会議、ケアマネネット会議）

③　事業所関係（民間介護・福祉事業所連絡会議、東御市医人会）

④　認知症関係（認知症初期集中支援チーム、オレンジカフェ、認知症患者および家族）

３　計画の概要

（１）人口等の推計

（２）介護保険サービス利用者等の推計

（３）施策

①　第 10 期に向けて各施策の目標を作成します。

②　第９期計画の認知症に係る施策を整理し、計画の課題や方針を踏まえて認知症施策推進計画を作成します。

（参考）第９期事業計画の施策内容

【基本理念】

「『共に支え合い、健やかに暮らせるまち』

～子どもから高齢者まで、健やかに自分らしく暮らし続けられるようにする～」

第１章　介護予防・高齢者の社会参加の推進

- 生きがいづくり・社会参加の推進
- フレイル予防の取組の推進
- 介護予防・健康づくりの推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

第２章　地域包括ケアシステムの深化・推進

- 地域包括支援センターの機能強化と関係機関との連携強化
- 認知症施策の推進
- 権利擁護の推進
- 生活支援体制の整備
- 防災対策・災害時の要配慮者支援
- 介護サービス事業者の災害・感染症対策
- 介護保険施設等整備及び高齢者の多様な住まいの確保

第３章　介護保険制度の適正な運営

- 介護人材の確保及び介護分野における業務の効率化
- 介護給付の適正化
- 介護サービスの質の向上
- 低所得者の負担軽減策

（４）介護保険サービス量の見込みと介護保険料

①　適正な介護サービスの見込量を推計し、これを事業者と共有することで必要なサービスが確保されるよう努めます。なお、素案に掲載する内容は試算段階のものです。

②　人口推計、給付実績、施策反映等により、推計値の検証を行い、介護保険料の積算を行います。

４　策定スケジュール

別紙のとおり